秋田市上下水道局お客様センター業務等包括委託に係る受託候補者 選定審査委員会設置要領

> 令和5年3月29日 上下水道事業管理者決裁

(設置)

第1条 秋田市上下水道局(以下「上下水道局」という。)が実施するお客様センター業務等(以下「本業務」という。)を包括的に委託する事業者(以下「受託候補者」という。)の選定に当たり、公正かつ適正な審査を行うため、秋田市上下水道局お客様センター業務等包括委託に係る受託候補者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 受託候補者の選定に関すること。
 - (2) 受託候補者の評価基準に関すること。
 - (3) 業務提案書の審査に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、審査を実施するために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 審査委員会は、5人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体に所属する者
 - (3) 市民団体に所属する者
 - (4) 上下水道局職員
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める者 (任期)
- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から本業務包括委託契約の締結の日まで

とする。

(守秘義務)

第5条 委員は、知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後 も、同様とする。

(委員長および副委員長)

- 第6条 審査委員会に委員長および副委員長それぞれ1人を置き、委員の 互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 審査委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、 その議長となる。
- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のとき は、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、審査委員会の審議を要する事項で、緊急を要するため会議 を招集する暇がないと認めるときは、委員に持回り回議して会議の審議 に代えることができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験を 有する者その他関係者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことがで きる。
- 6 第1項の規定にかかわらず、委員長は、重大な感染症その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、オンライン又は書面による審議を行うことができる。
- 7 第2項および第3項の規定にかかわらず、前項のオンライン又は書面による審議の議事は、委員の過半数が当該オンライン又は書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のとき

は、委員長の決するところによる。

8 会議は、非公開とする。

(報償金)

第8条 委員に対する報償金は、予算の範囲内で管理者が決定し、これを 支払うことができる。

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、お客様センターにおいて処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(会議の招集)

2 この要領の施行の日以後最初に開催される会議は、第7条第1項の規 定にかかわらず、管理者がこれを招集する。